

初診時選定療養費の変更について

医療機関の機能分担の推進を目的として、厚生労働省により制定された初診時保険外併用療養費制度に基づき、ご負担いただいている初診時選定療養費について、今後病診・地域連携のより一層の推進を目指すことを目的として、次の通り変更をさせていただきます。

変更日：令和7年7月1日

変更内容：（現行）1,320 円 → （新）1,870 円 ※税込み額

※他の医療機関からの紹介状がある場合は上記「選定療養費」のご負担は発生いたしません。